

令和5年第4回市議会（定例会）
付 議 案 件 綴

（その13）

堺 市 議 会

目 次

	頁	
議員提出議案第15号	堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の 一部を改正する条例……………	3
議員提出議案第16号	堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の 一部を改正する条例……………	7
議員提出議案第17号	堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例……………	11
参考資料		
新旧対照表……………		13

令和5年8月23日

堺市議会議長
的場慎一様

提 出 者

堺市議会議員
同
同
同
同
同
同
同
同

萱野孝弥
坂本千代子
中野貴文
藤井載子
伊豆丸精二
青谷幸浩
西田浩延
上村太一
米田敏文

堺市議会議員
同
同
同
同
同
同

山崎光
加藤慎平
上野充司
西川知己
札場泰司
黒田征樹
井関貴史
三宅達也

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第15号 堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例

理由

堺市議会議員の議員定数を48人から41人に改め、これに伴い各選挙区において選出する議員の数について必要な改正を行うために本条例案を提案するものである。

堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数 に関する条例の一部を改正する条例

堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（平成18年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「48人」を「41人」に改める。

第2条の表中

「

堺区	9人
中区	7人
東区	5人
西区	8人
南区	8人
北区	9人

を

」

「

堺区	7人
中区	6人
東区	4人
西区	7人
南区	7人
北区	8人

に改める。

」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（所要の見直し）
- 2 各選挙区選出議員数については、令和7年の国勢調査により官報で公示された人口に基づき、所要の見直しを行うものとする。
（経過措置）
- 3 次の一般選挙により選出された者が議員として就任するまでの間における堺市議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、この条例による改正後の堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和5年8月23日

堺市議会議長
的場 慎一様

提 出 者

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同

萱野孝弥
坂本千代子
中野貴文
藤井載子
伊豆丸精二
青谷幸浩
西田浩延
上村太一
米田敏文

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同

山崎光
加藤慎平
上野充司
西川知己
札場泰司
黒田征樹
井関貴史
三宅達也

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第16号 堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

理由

堺市議会議員の議員報酬について、議会運営委員会委員長、議会運営委員会副委員長、議会常任委員会委員長、議会常任委員会副委員長、議会特別委員会委員長及び議会特別委員会副委員長の報酬に係る規定を廃止するために本条例案を提案するものである。

堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の 一部を改正する条例

堺市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分	議員報酬の額
議会議長	月額 950,000円
議会副議長	月額 850,000円
議会議員	月額 780,000円

附 則

この条例は、令和9年5月1日から施行する。

令和5年8月23日

堺市議会議長
の場 慎一様

提 出 者

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同

萱野孝弥
坂本千代子
中野貴文
藤井載子
伊豆丸精二
青谷幸浩
西田浩延
上村太一
米田敏文

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同

山崎光
加藤慎平
上野充司
西川知己
札場泰司
黒田征樹
井関貴史
三宅達也

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第17号 堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例

理由

堺市議会議員の議員報酬の月額を、令和5年10月1日から令和9年4月30日までの特例期間の間、堺市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第13号）別表に規定する額から、議会議長及び議会副議長にあつてはその100分の20に相当する額を減額し、それ以外の議員にあつては、議会議員について同表に規定する額からその100分の20に相当する額を減じた額とするために本案を提出するものである。

堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例

議会議員の議員報酬の月額、令和5年10月1日から令和9年4月30日までの間において、堺市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第13号）別表の規定にかかわらず、議会議長及び議会副議長にあっては同表に規定する額からその100分の20に相当する額を減じた額とし、議会議長及び議会副議長以外の議員にあっては同表に規定する議会議員の報酬の額からその100分の20に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額については、同表に規定する額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の廃止）
- 2 堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例（令和5年条例第21号）は、廃止する。

參考資料

新旧对照表

<議員提出議案第15号 堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例>

堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（平成18年条例第49号）新旧対照表

現行	改正後（案）																																
<p>（議員の定数）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、堺市議会議員（以下「議員」という。）の定数は、<u>48人</u>とする。</p> <p>（各選挙区において選挙すべき議員の数）</p> <p>第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第8項の規定により、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">選挙区</th> <th style="text-align: center;">議員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>堺区</td><td style="text-align: center;"><u>9人</u></td></tr> <tr><td>中区</td><td style="text-align: center;"><u>7人</u></td></tr> <tr><td>東区</td><td style="text-align: center;"><u>5人</u></td></tr> <tr><td>西区</td><td style="text-align: center;"><u>8人</u></td></tr> <tr><td>南区</td><td style="text-align: center;"><u>8人</u></td></tr> <tr><td>北区</td><td style="text-align: center;"><u>9人</u></td></tr> <tr><td>美原区</td><td style="text-align: center;"><u>2人</u></td></tr> </tbody> </table>	選挙区	議員数	堺区	<u>9人</u>	中区	<u>7人</u>	東区	<u>5人</u>	西区	<u>8人</u>	南区	<u>8人</u>	北区	<u>9人</u>	美原区	<u>2人</u>	<p>（議員の定数）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、堺市議会議員（以下「議員」という。）の定数は、<u>41人</u>とする。</p> <p>（各選挙区において選挙すべき議員の数）</p> <p>第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第8項の規定により、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">選挙区</th> <th style="text-align: center;">議員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>堺区</td><td style="text-align: center;"><u>7人</u></td></tr> <tr><td>中区</td><td style="text-align: center;"><u>6人</u></td></tr> <tr><td>東区</td><td style="text-align: center;"><u>4人</u></td></tr> <tr><td>西区</td><td style="text-align: center;"><u>7人</u></td></tr> <tr><td>南区</td><td style="text-align: center;"><u>7人</u></td></tr> <tr><td>北区</td><td style="text-align: center;"><u>8人</u></td></tr> <tr><td>美原区</td><td style="text-align: center;"><u>2人</u></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p>	選挙区	議員数	堺区	<u>7人</u>	中区	<u>6人</u>	東区	<u>4人</u>	西区	<u>7人</u>	南区	<u>7人</u>	北区	<u>8人</u>	美原区	<u>2人</u>
選挙区	議員数																																
堺区	<u>9人</u>																																
中区	<u>7人</u>																																
東区	<u>5人</u>																																
西区	<u>8人</u>																																
南区	<u>8人</u>																																
北区	<u>9人</u>																																
美原区	<u>2人</u>																																
選挙区	議員数																																
堺区	<u>7人</u>																																
中区	<u>6人</u>																																
東区	<u>4人</u>																																
西区	<u>7人</u>																																
南区	<u>7人</u>																																
北区	<u>8人</u>																																
美原区	<u>2人</u>																																

1 この条例は、次の一般選挙から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(所要の見直し)

2 各選挙区選出議員数については、令和7年の国勢調査により官報で公示された人口に基づき、所要の見直しを行うものとする。

(経過措置)

3 次の一般選挙により選出された者が議員として就任するまでの間における堺市議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、この条例による改正後の堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

＜議員提出議案第16号 堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例＞

堺市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第13号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表		別表	
区分	議員報酬の額	区分	議員報酬の額
議会議長	月額 950,000円	議会議長	月額 950,000円
議会副議長	月額 850,000円	議会副議長	月額 850,000円
議会運営委員会委員長	月額 810,000円	議会議員	月額 780,000円
議会運営委員会副委員長	月額 800,000円		
議会常任委員会委員長	月額 800,000円		
議会常任委員会副委員長	月額 790,000円		
議会特別委員会委員長	月額 800,000円		
議会特別委員会副委員長	月額 790,000円		
議会議員	月額 780,000円		
備考			
1 この表において「特別委員会」とは、予算又は決算の審査に係る特別委員会を除く特別委員会をいう。			
2 議会運営委員会、議会常任委員会又は議会特別委員会において2以上の委員長又は副委員長の職にある議員については、最も額の多いものを当該議員の議員報酬の額とする。			

附 則

この条例は、令和9年5月1日から施行する。

令和5年第4回市議会(定例会)付議案件綴(その13)

令和5年8月 発行

編集・発行 堺市議会
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-23-0021

